

平成30年度 地域貢献研究助成費 実績報告書

平成 31 年 3 月 28 日

| | | | | | | |
|------------------|--|-----------------|--------------------|----------------|------------------------------------|--------|
| 報告者 | 学科名 | 保健福祉学科 | 職名 | 准教授 | 氏名 | 佐藤 ゆかり |
| 研究課題 | 介護福祉士が行う医療的ケアの実態と支援体制整備に関する研究 | | | | | |
| 研究組織 | 氏名 | 所属・職 | | 専門分野 | 役割分担 | |
| | 代表 | 佐藤 ゆかり | 保健福祉学科准教授 | 高齢者ケア 専門職支援 | 研究計画、研究の遂行管理、報告書作成、成果発表 | |
| | 分担者 | 原野 かおり 木林 裕子 | 保健福祉学科准教授 介護福祉士 | 医療的ケア 高齢者ケア | 解析の視点提供、結果解釈 データ解析補助、成果発表 補助 | |
| | | 安達 悦子 | 岡山県介護福祉士会 会長 | 介護福祉 | 臨床情報提供、結果解釈 | |
| | | 神宝 誠子 | 岡山県介護福祉士会 前会長 | 介護福祉 | 臨床情報提供、結果解釈 | |
| 岡山県介護福祉士会調査研究委員会 | | 岡山県介護福祉士会 | 介護福祉 | 臨床情報提供、調査実施補助 | | |
| 研究実績の概要 | <p>I. 緒言</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、2016年4月から医療的ケアの一部（喀痰の吸引、経管栄養補給等）を介護福祉士が担うこととなった。介護福祉士が医療的ケアを行うための研修や資格認定制度が設けられているものの、研修実施施設や期間が限られていることから、喀痰吸引等研修の修了者は多くなく、臨床現場からは様々な混乱の声が聞かれている。こうした現状において、医療的ケアの現状を適確に把握し、被介護者の安寧を最大限・リスクを最小限に、かつ、介護福祉士が安全に不安や負担なく業務を遂行するための体制整備が求められている。</p> <p>本研究では、今回の法改正後に介護福祉士が実践する医療的ケアの現状を把握するとともに、業務遂行上の困惑について実態を捉え、被介護者に安全に医療的ケアが提供される体制整備に向けた基礎資料を得ることを目的とした。</p> <p>II. 研究方法</p> <p>研究デザインは横断研究とした。調査対象は、岡山県内すべての介護老人福祉施設、介護老人保健施設、障がい者支援施設、訪問介護事業所に勤務する介護福祉士各1名、計871名及び、岡山県介護福祉士会に所属する介護福祉士1086名とした。調査は無記名自記式質問紙を用い、郵送法にて2018年6～7月に実施した。</p> <p>倫理的配慮として、調査研究への参加は任意とし、調査趣旨と調査に参加しないことで生じる不利益はないこと等を説明した文書を添付し、調査票に同意チェック欄を設けた。同意が得られた者からのみ調査票を回収した。本研究は、岡山県立大学倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号18-20）。</p> <p>解析方法は、喀痰吸引等研修を修了している者と修了していない者を群別し、法改正の認識の程度、医行為ではない医療的ケアを業務として遂行する頻度、不安の程度等を比較した。</p> | | | | | |

| | |
|---------------------|---|
| <p>研究実績 の概要</p> | <p>Ⅲ. 研究結果・考察</p> <p>回収票は270(回収率12.7%)であった。女性が197名(73.0%)、平均年齢は46.2±10.6歳であった。所属機関は、所属機関は、介護老人福祉施設が最も多く25.6%、訪問介護事業所が22.2%であった。</p> <p>喀痰吸引等研修を修了し、認定書(第1号・第2号)の交付を受けている者は56名であった。医療的ケアを業務として遂行する頻度を把握したところ、口腔内の痰の吸引が最も多く約7割が業務として遂行していた。気管カニューレ内の痰の吸引が最も少なく1割程度であった。看護師と適切に分業ができて実態と考えられた。不安を感じなかったという回答は、3割弱から4割程度にとどまり、喀痰吸引等認定者においても、医療的ケア実践時に不安を感じていた。気管カニューレ内の痰の吸引は、非常に不安を感じたという回答が最も多く35.1%であった。</p> <p>次に、喀痰吸引等認定者と喀痰吸引等研修を修了していない者を群別し、法改正の認識の程度を比較した。2012年の「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行」について、喀痰吸引等認定者では7割以上が法改正の内容を知っていると回答し、認定がない者では、改正されたことは知っている(内容を十分理解していない)との回答が約半数を占めた(χ^2検定。P<0.01)。法改正後に、介護職員の業務体制が整備されたか尋ねたところ、喀痰吸引等認定者群では6割が整備されたと回答したのに対し、認定なし群では2割弱にとどまった(P<0.01)。認定者が先導となって、業務整理や業務改善につながっていると推察された。</p> <p>Ⅳ. 地域貢献への反映</p> <p>これらを資料とし、介護福祉士を対象とした研修の充実、介護福祉士と看護師の適切な人員配置といった保健福祉施設運営の向上等に活用していくことが可能であると考え。医療的ケアに関する適切な環境等が整備されることで、ケアの質が向上し、被介護者のリスクが軽減されるとともに、介護福祉士の皆様が安全に不安や負担なく業務を遂行するための体制整備につながることが期待される。</p> |
| <p>成果資料目録</p> | <p>「介護福祉士が実践する医療的ケアの実態と支援体制整備に向けた調査研究報告書」 岡山県立大学 佐藤ゆかり、原野かおり、松田実樹 木林裕子 一般社団法人岡山県介護福祉士会調査研究委員会 2019.03</p> <p>「介護福祉士が実践する医療的ケアの実態と課題」 岡山県立大学 佐藤ゆかり、原野かおり、松田実樹 木林裕子 一般社団法人岡山県介護福祉士会調査研究委員会 第25回岡山県保健福祉学会 口頭発表 2019.01</p> |